

# 会議開催のお知らせ

## －令和7年度とちぎ木づかい促進協議会－

栃木県県産木材利用促進条例（愛称：とちぎ木づかい条例）に基づき、県産木材の利用の促進に関する取組を円滑かつ効果的に実施するため、とちぎ木づかい促進協議会総会を開催します。

傍聴を希望する方は、次に定める手続に従って傍聴してください。

- 開催日時 令和7(2025)年8月29日(金)  
14時00分から15時30分まで
- 開催場所 宇都宮市昭和1-1-38  
栃木県公館 大会議室
- 議題 (1) 令和6(2024)活動実績について  
(2) 令和7(2025)活動計画について  
(3) 情報提供  
(4) 意見交換

- 傍聴定員 10名  
傍聴を希望される方は、協議会の開催予定時刻までに、会場受付で傍聴の申込みをしてください。  
なお、傍聴希望者が傍聴定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定いたしますので、あらかじめ御了承願います。  
(詳細については、別紙の傍聴要領をご覧ください。)

- 問い合わせ先 栃木県環境森林部林業木材産業課木材産業担当  
(とちぎ木づかい促進協議会事務局)  
電話：028-623-3277

# 傍 聴 要 領

とちぎ木づかい促進協議会

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第、受付を終了いたします。

## 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

## 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- ア 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- イ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ウ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- エ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- オ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。